平成２３年（フ）第３５１５号
札幌市西区宮の沢３条４丁目９番12号　モンテプリンス３号
債務者　櫻井　良子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７号
福島県会津若松市神指町東城戸307番地、前住所福島県会津若松市大町２丁目２番33号
債務者　福沢　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
福島県会津若松市神指町東城戸307番地、前住所福島県会津若松市大町２丁目２番33号
債務者　福沢　早苗
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
群馬県高崎市城山町１丁目３番地１　県住Ａ棟1308号
債務者　岩元　吉弘
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４３３号
群馬県高崎市金井淵町137番地　県住ＨＢ棟221号
債務者　後藤　　雅
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４３７号
群馬県高崎市八千代町４丁目16番７号　チェリーハイツ八千代102号
債務者　浜田孝夫こと　洪　　炳旭
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４０号
群馬県高崎市城山町１丁目４番地１　県住Ｕ棟296号
債務者　増川　昭夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４１号
群馬県高崎市城山町１丁目４番地１　県住Ｕ棟296号
債務者　増川みどり
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１号
群馬県高崎市赤坂町49番地18
債務者　中島　　修
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６６８号
神奈川県横浜市港南区上永谷２丁目14―52　ＳＡＫＡハイツＢ―201、住民票上の住所神奈川県平塚市明石町23番４―501号　ＮＩＣアーバンハイム平塚
債務者　齋藤　佳美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０６号
神奈川県伊勢原市田中935番地
債務者　田代　　泉
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６２号
神奈川県小田原市扇町３丁目14番１号　第一うるしだ荘202号室
債務者　下澤　純江（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８３号
神奈川県秦野市菖蒲992番地の３　サミットＫＨ202号
債務者　佐野　清美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９２号
京都府亀岡市東堅町35番地
債務者　秋本るり子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
京都府亀岡市三宅町２丁目１番12号
債務者　伊藤しのぶ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１０２１号
堺市西区浜寺石津町西４丁３番８号　メゾンユービ浜寺３―Ｃ、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西１丁11番地４　エクセル諏訪森505号
債務者　黒田　芳央
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９２号
大阪府河内長野市木戸東町７番19―208号、申立時の住所大阪府富田林市藤沢台６丁目２番22号
債務者　北原　孝宏
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係